

日本における会計基準設定メカニズムの変革

— IFRS のアドプションに向けた ASBJ の基準設定プロセスを中心として —

李 善 馥

1. はじめに

ここ数年の会計基準をめぐる論争は、国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards; IFRS) へのコンバージェンス (Convergence) 議論がアドプション (adoption) へ急進展し、様々な分野で影響を与えている点である。IFRS を自国の会計基準としてアドプションする国が増え、2011 年からは世界 140 カ国が国際会計基準を導入する予定であると言われている¹⁾。そして、2009 年 6 月 30 日には日本でも金融庁・企業会計審議会企画調整部会より「我が国における国際会計基準の取扱いについて (中間報告)」が公表され、2010 年から IFRS を任意適用し、2012 年から強制適用を判断する計画が明らかにされた。2008 年に米国・SEC が IFRS の強制適用案を検討するロードマップを公表したことを勘案すると、世界最大の資本市場規模をもつ日米両国がいずれも IFRS のアドプションに向けた方針に転じられたわけである。

一般に、IFRS をアドプションすることは、自国の企業に適用する会計基準をすべて国際会計基準に依存することを意味する。したがって、国内基準を設ける必要もなく、基準設定の権限も国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board; IASB) に委ねられる。そこで当然、各国の会計基準設定主体の役割は大幅制限され、IFRS の翻訳と調査、開発過程での意見提示、ならびに非公開企業の会計基準開発などにとどまる可能性がある。さらに、会計の議論が国際的一場合には競争的—に広げられるので、「国益」を重視する

基準設定主体と政府行政当局間の協力関係が目立ち、市場関係者の利害がどのように基準設定のプロセスに反映されていくのかみえなくなる可能性さえあり得る。つまり、IFRS のアドプションをめぐる最近の国際的潮流をみる限り、会計基準設定主体の役割と基準設定プロセス、ならびに各国のメカニズムがこれまでとは異なる様相で展開される可能性が十分にあると言わなければならない。

本稿の目的は、IFRS のアドプションをめぐる最近の国際的動向が日本における会計基準の設定メカニズムにどのように影響を与えているのかを検討することにある。すなわち、日本の会計基準設定主体である ASBJ (Accounting Standards Board of Japan) のコンバージェンスへの取り込みとアドプションに至る経緯に焦点を当てて、それに与えられた様々な影響と変革点を探りたい。日本では企業会計審議会が大蔵大臣の諮問機関として戦後、一貫して会計基準の設定に携わってきているものの、2001 年から ASBJ が設立され、私・公的両主体が併存する形にその基準設定の体制が変革された。また 2009 年 7 日には、IFRS のアドプションに向けたより具体的な対応を目標に ASBJ、金融庁、日本公認会計士協会および日本経団連、4 団体を築とする「IFRS 国際対応会議」が新たに設置され、その体制が注目されている。

それでは、IFRS のアドプションをめぐる日本の戦略は、なにか。そして、会計基準設定主体としての役割を果たす ASBJ の姿勢と成果、会計上の論点、ならびに諸々の関連機関によるメカニズムの変化点はなにか。以下、次のような順番で具

体的な検討を行う。第一に、会計基準の設定メカニズムに関する主な先行研究を検討する。第二に、日本における会計基準主体の変遷と仕組みを概括したうえで、会計の国際的な動向がASBJの—日本版FASBと言われたCOFRIを含む—設立と経緯、基準設定プロセスに与えた影響を検討する。第三に、IFRSのアドプションに向けたASBJのプロジェクト取組みと成果として公表された会計基準をまとめ、その変革点を求める。第四に、新たに設置された「国際対応会議」を紹介するとともに、IFRSのアドプションをめぐる主要団体の動きを検討して会計基準設定をめぐるメカニズムの変革点を求める。最後に、結論として前述した内容を要約する。

2. 先行研究

会計基準の設定メカニズムに関する研究は、従来から絶えず議論された問題である。Miller & Redding (1986) は、米国の基準設定主体である財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board; FASB) の設定メカニズムを政治的に捉え、その人と組織、ならびに基準設定プロセスで繰り返される多様な会計論争を検討し、そのあるべき姿を提示した。Gaa (1990) は、米国の財務会計基準設定の歴史を振り返るとともに、その基準設定の目標 (効率性、財務情報の分配) と論理 (投票システムと集団的選択ルール、成分化)、概念的フレームワーク、ならびに3つの事例 (研究開発、社債の変換および物価変動) を取り上げてFASBの基準設定を研究した。

日本における研究では、今福 (1992) は米国の上記のような基準設定問題を会計政策の観点から捉え、利害集団の再編成の過程としてビジネス・ラウンドテーブルを注目し、基準設定の階層化、不正財務報告問題、会計の政治化および年金会計問題を事例として詳しく検討した。新井 (1993) は、国際会計基準委員会 (IASB) を含む世界10カ国15個の会計基準設定主体 (米国のFASB、イギリスのFRCとASB、カナダのCICA、フラ

ンスのCNC、オーストラリア、韓国および日本など) の組織と基準設定プロセスを比較し、各国の差異を明確にした。とりわけ、日本の場合には、商法と証券取引法、税法をベースにしたトライアングル体制とそれに伴う各法令上の審議機構 (法務省、大蔵省) を提示するうえで、企業会計審議会の組織と法的根拠、完成基準とともに、日本公認会計士協会が指針を公表することによって監査に必要な会計実務を補っている体制が提示されている。山地・鈴木・梶原・松本 (1994) は、日本的企業会計の形成過程に焦点を当て、日本経済の成長とともにその会計実務の基盤となった日本の会計モデルを探っている。李善馥 (1998) では、セグメント報告および金融商品の会計問題を事例として取り上げ、日本、米国および韓国における各国の基準の設定プロセスにおいて生じた利害関係者間のコンフリクトと調整結果を検討し、その会計基準設定メカニズムを比較した。

またIFRSをめぐる論争が本格的になった2000年以降の研究では、Benston・Bromwich・Litan・Wagenhofer (2006) は、財務報告と会計規制問題に絡んで会計の有用性を求める基準開発の状況を主な先進国—米国、イギリス、ドイツ、EUおよび日本—にわたって比較・検討した。斎野 (2006) は、イギリスの基準設定改革に関わる会計基準審議会 (ASB) の新体制発足、概念フレームワーク、財務報告原則書とともに財務業績報告の基本思考を検討した。森 (2009) は、商法の規制をもとに債権者保護や資本維持概念が定着してきた国としてドイツを取り上げ、これらがUS-GAAP、IASおよびIFRSとのコンバージェンスに出会い、どのように修正・改革されたかを検討した。杉本 (2009) は、米国におけるSECとFASBとの基準設定権限の体制を確かめたうえで、高品質の国際的な会計基準の開発を求めるIFRSの受容と関わってカナダとの相互承認、ならびにアドプションに向けたSECの受入れ政策などを規制問題として詳細に検討された。斎藤 (2009) は、ASBJの前委員長として各会計の基本問題 (利益の基礎

概念と測定、資産評価、費用配分、概念フレームワークなど)を総論的にとらえて論述するとともに、IFRSのコンバージェンスと絡んで争点となっている日本の対応と未解決論点をフォローした。また今福(2009)では、IFRSアドプションに直面している国内外の会計問題を、企業統治をキーコンセプトとして整理し、改めて会計学の体系化を図る試みが行われた。

なお、これらの研究の特徴は、従来では会計基準の設定が大部分一国の問題として捉えられ、各国における基準設定主体の組織と役割、設定プロセス、その他あるべき姿を探ることに焦点が当てられている。さらに、IFRSのコンバージェンスを扱った最近の研究でも、各国の会計基準との整合性、企業の利益調整および資本市場に与える影響などが注目され、会計基準設定主体そのものに対する研究は必ずしも十分ではない。本稿では、研究に当たり、次の仮説を設ける。(1)IFRSのコンバージェンスがアドプションへ移行されればされるほど、各国における会計基準設定主体の権限は放棄される可能性が高い。(2)力のある先進諸国の基準設定主体であればあるほど、自らIFRSの開発プロセスに参加して影響をあたえる行動を取る可能性が高い。(3)IFRSをめぐる国際的論争が競争関係にあればあるほど、各国における公的セクターと私的セクターの体制に協調関係が作られる可能性が高い。

本稿の意義は、IFRSのアドプションをめぐる問題がASBJを中心とする日本の会計基準の設定メカニズムに与えている影響を検証する点にあり、これは会計基準設定メカニズムとプロセスを理解し、政策の資料として役立つと思われる。さらに本稿は、韓国において、日本の会計(歴史の変遷、モデルの展開、会計基準の設定と企業実務、XBRL、学会研究動向など)を総体的に取りまとめて出版しようとする筆者の研究課題の一部でもあり、このような結果はすでに2011年からIFRSの強制適用を決めている韓国の今後の方針、ならびにアジア会計基準設定主体会議などの協力資料

として有益であろう²⁾。研究方法は、日本の会計関連団体のURL資料、ASBJの機関誌である『会計基準』(2002-2009)、その前身である企業財務制度研究会の機関誌である『COFRIジャーナル』(1991-2000)、その他日本大学図書館を通じて入手した多くの文献を調査し、必要な内容を関係機関にインタビューした。

3. 日本における会計基準設定主体の変遷と仕組み

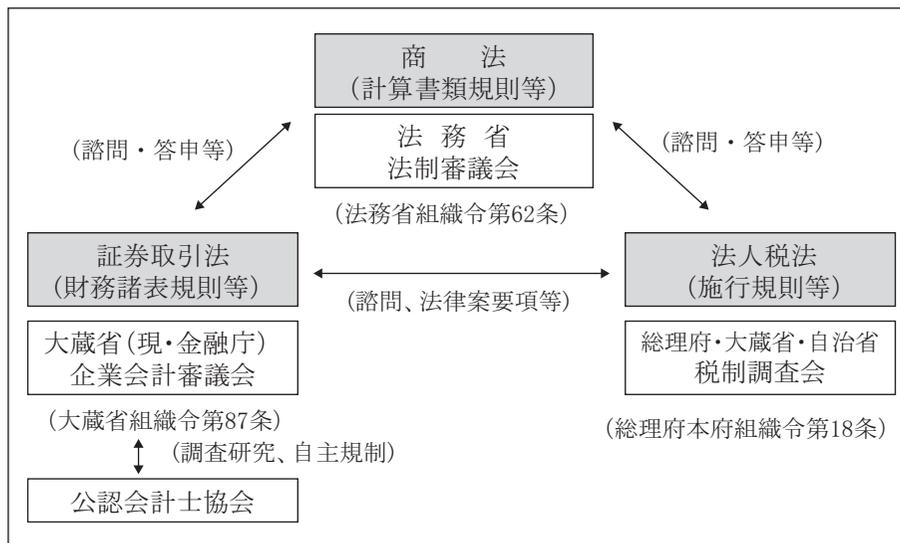
3.1 企業会計審議会の設置とトライアングル体制

日本の会計制度³⁾は、従来から証券取引法(現在は金融商品取引法)、商法および法人税法の各会計省令が相互に密接に結びつき、影響し合ういわゆるトライアングル体制—と言われている(新井・白鳥, 1991)。そのため、会計基準の設定主体もこの3つの法令に従ってそれぞれ設置された(図1)。

証券取引法上では、1949年に経済安定本部内に企業会計制度対策委員会が設置されて企業会計原則をはじめて制定し、また1952年に企業会計審議会(Business Accounting Council; BDA)が大蔵省組織令第87条により設置され、大蔵大臣の諮問機関として随時、意見書を答申する形で現在まで長年その役割を担ってきた。商法上では、法制審議会が1949年に法務省組織令第62条に基づいて法務大臣の諮問機関として設置され、計算書類規則などを制定している。また法人税上では、税制調査会が1962年に総理府本府組織令第18条にもとづいて設置され、法人税法その他租税制度に関する基本的事項を審議し、内閣総理大臣に意見を述べる形で基準設定が行われてきた(新井, 1993)。

そして、一般に認められた会計原則(GAAP)の根幹をなす企業会計原則および財務諸表規則は、証券取引法に基づいて企業会計審議会(BDA)が設定し、BDAは2000年の内閣改革により金融庁の審議機関に変わった。BDA設置の法的根拠は、「企業会計の基準及び監査基準の設

図 1. 日本における証券取引法・商法・法人税上の会計基準設定主体の仕組み



出所) 新井清光 (1993) 『会計基準の設定主体—各国・国際機関の現状—』中央経済社, p.161 をもとに作成。

定, 原価計算の統一その他企業会計制度の整備改善について調査審議し, その結果を内閣総理大臣, 金融庁長官又は関係各行政機関に対して報告し, 又は建議する」(金融庁組織令第 24 条第 2 項) こととされている。委員は, 会長および 19 人以内の委員と臨時委員, 専門委員からなっている。会長と委員の任命は金融庁長官が行い, 任期 2 年 (すべて非常勤) である。その組織は, 次の 3 つの部会から構成される。まず監査部会では監査関係の基準, 第二に内部統制部会では内部統制関係の基準を審議し, 第三の企画調整部会では国際対応関係が最近のテーマとなっている (安藤, 2007, p.4)。

これまで行った BDA の審議基準では, 初期段階は主に企業会計原則と関係省令との調整に関する連続意見書 (第 1-5 号) (1960), 税法 (1966) および商法 (1998) との調整を図る企業会計原則の修正が中心であった。そして, 1962 年には原価計算基準, 1967 年には連結財務諸表に関する意見書・同注解を別途に設定し, さらに会計事象が複雑になるにつれてその修正だけでは必ずしも

十分に対応しきれなかったことから, 意見書を個別の基準—セグメント情報 (1985), リース (1993) —として公表してきた。またこのような意見書が公表されるたびに, 日本公認会計士協会ではそれを補う指針—退職給与引当金 (1969, 1974), セグメント (1989, 1995), リース (1994, 1997) —を監査上の自主規制として出し, 官と民が協力体制を作るメカニズムを見せた。なお, 日本では戦後の高度経済成長の次にバブルが崩壊し, 「失われた 10 年」と言われるほど経済が低迷し, これを克服するための経済改革と会計ビッグバンが 1997 年に行われた。そこで, BDA はこれを受けて個別財務諸表中心の開示体制を連結ベースに転換し, 次の会計制度改革を行った (森田, 1998, 加藤, 2000)。①連結ベースの開示充実と連結財務諸表制度の改善 (1997), ②連結キャッシュフロー計算書の導入 (1998), ③退職給与と会計基準 (1998), ④税効果会計の導入 (1998), ⑤研究開発費及びソフトウェア会計基準 (1998), ⑥金融商品会計基準 (1999), ⑦減損会計基準 (2003), ⑧企業結合会計基準 (2003)。

そして、BDAは、企業結合会計基準の制定を最後に基準設定作業を中止し、ASBJに譲ることにした。ところが、基準設定の権限は依然継続して金融庁・BDAが有するものとなっている。

3.2 日本版FASBの設置をめぐる論争、企業財務制度研究会の誕生と役割

会計基準の設定主体を公的セクターにするか、私的セクターにするかの議論は古くからあったものであるが、日本でも私的セクターへの移行を促す動きが1990年代初期からあった。企業財務制度研究会(COFRI)が、日本版FASB(財務会計基準審議会)が実現されるかのように、1990年7月に大蔵省の依頼をもとに設立されたからである。設立時には、橋本竜太郎大蔵大臣とFASB委員長であったDennis R. Beresfordが祝辞のメッセージを示すなど、諸関係機関の強い関心が表われた(COFRIジャーナル, 1990, 12, 創刊号)。さらに、COFRIは、2001年にその業務と財産がASBJに引き継がれるまで、10年間多くの活動と研究の調査成果をあげた。COFRIの組織、役割および成果の特徴は、次のようにまとめられる。

まず設立趣意書で示すように、設立目的はディスクロージャー制度および企業会計基準等に関する調査・研究と提言を行い、企業財務制度の健全な発展に資するものである。第二に、組織は一般事業法人を含む多数の諸経済団体が会員(一口24円)として事業活動を支え、民間団体としての独立性を確保した。初年度末の会員数は377社438口(一般事業法人144社、銀行・証券・保険界157社、監査法人・調査研究機関157社)が入

会し、1996年ピーク時には550社(611口)もなった。役職員は、理事会(10-15名)と評議員会(16名以上)、事務局(総務部、調査研究一部;ディスクロージャー制度、調査研究二部;会計基準)から構成されている。事務局は当初15名の規模が考えられたものの、各企業・団体からの出向者(派遣期間2年、30歳前後の若手職員)が増えて2001年には60名まで達した。第三に財政基盤は、設立時に各出捐企業(343社)から受け入れた10億8,700万円を基本財産とし、会費(一口24万円)とその他出版事業などの収入により賄われた(表1)。第四に調査研究の成果は、事業ごとに総計23の研究委員会が設置され、11年間で(表2)のような成果をあげた(COFRIジャーナル No.43(2001.7), pp.91-97)。

すなわち、COFRIは、民間企業や経済界の支援を基礎に政府当局とは独立したセクターとして設立され、米国のFASBのような組織と運営方法を保ちながら会計基準に関する多様な研究成果を作り上げた。またこの成果が企業会計審議会による連結財務諸表制度の充実を図る改革に大いに反映されたことはいうまでもない。しかし、COFRIはあくまでも会計の調査機関であり、基準設定の権限を得られなかったため、ASBJの設立とともに発展的な形で解体される運命になった。

3.3 企業会計基準委員会(ASBJ)の発足と設立基盤

2001年4月、日本では、民間会計基準設定主体としてASBJが発足された。2001年に国際会計基準委員会(IASC)が改組され、IASC財団の

表1. 企業財務制度研究会(COFRI)の収支推移

単位: 百万円

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
収入	1,173	196	187	183	172	181	178	178	220	183	182
うち会費収入	49	119	131	134	136	143	145	144	137	134	133
支出	1,128	189	206	168	181	169	180	170	211	181	148
収支差額	45	7	-19	16	-9	11	-2	8	9	2	34

出所) 中島公明, 柳隆次(2001.7)「COFRI11年の歩み」COFRIジャーナル No.43, p.65.

表2. 企業財務制度研究会 (COFRI) の研究成果

年度	各委員会による成果物のタイトル	年度	各委員会による成果物のタイトル
1991	米・英の証券化関連商品のディスクロージャー	1996	年金会計をめぐる論点
1991	非上場債権の時価情報の開示の解説など	1996	企業情報開示電子化に伴う法制面等の検討
1992	オプション取引会計基準形成に向けての調査研究	1997	商法会計に係わる諸問題
1992	証券取引法におけるディスクロージャー制度調査	1997	減損会計をめぐる論点
1993	連結財務諸表制度をめぐる論点	1997	包括利益をめぐる論点
1994	開示内容の改善に向けての調査研究	1998	ストック・オプション等の会計をめぐる論点
1994	企業会計における資産評価基準	1998	企業結合会計をめぐる論点
1994	外貨会計基準をめぐる論点	1999	有価証券報告書、半期報告書の作成の仕方
1994	派生商品の情報開示に向けての調査研究	1999	国際会計基準及び米国会計基準との比較
1995	金融商品をめぐる米国財務会計基準の動向	1999	概念フレームワークに関する調査
1995	連結会計をめぐる米国財務会計基準の動向	2000	日本企業の国際的基準による財務諸表の開示
1996	合併会計をめぐる米国財務会計基準の動向		

出所) 中島公明, 柳隆次 (2001.7) 「COFRI11年の歩み」 COFRI ジャーナル No.43, pp.68-69.

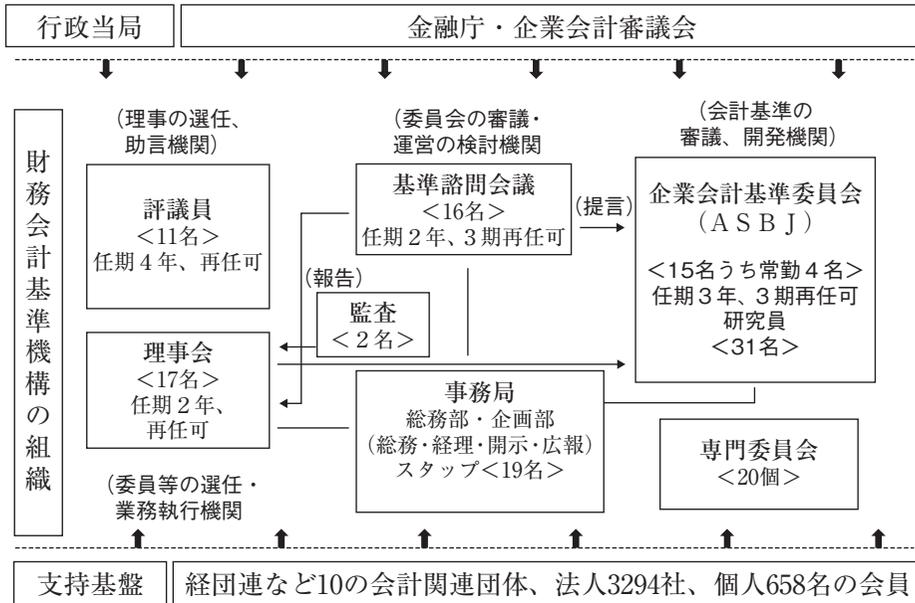
下に Trustees (評議員会), IASB, SAC (基準諮問会議) 及び IFRIC (国際財務報告解釈指針委員会) が新たに設置された。また各国においてもこれに対応する常設の民間会計基準主体が求められた。そこで、日本では、1999年8月に自由民主党・金融問題調査会のなかに設置された「企業会計に関する小委員会」により会計基準設定主体の問題が取り上げられ、財務諸表への信頼回復と IASC 改組に対応するため、その体制を見直す必要性があると提示された。また2000年3月には日本公認会計士協会から同問題が取り上げられ、現体制のままでは今後の国際対応に無理があるので、早急に改革すべきという意見があった。さらに経済団体連合会からも、2000年1月に国際会計部会を新設し、民営化に向けたより積極的な取り組みが必要であるという旨が提示された。

そして、IASB の改組をめぐるこのような国際的变化に対する国内主要団体の意見を受け、2000年4月に大蔵省金融企画局長の私的懇談会として「企業会計基準設定主体のあり方に関する懇談会」が設置され、6月に「企業会計基準設定主体のあり方について (論点整理)」として公表された。

論点整理の内容は、新しい民間主体として確保されるべき要件 (独立性, 人事の透明性, 基準設定プロセスの透明性, 専門性・多様性) と組織・体制, 公開会社からの資金調達を中核とする資金調達方法が記載されている。そして、この結果を受けて2001年2月に「企業会計基準の整備において主体的な役割を担う財団法人の設立準備について」を発足して COFRI の財産を引き継ぐ形で財務会計基準機構 (Financial Accounting Standards Foundation; FASF) が設立され、そのなかに ASBJ が設置されるようになった (図2)。

FASF は、政府行政当局とは独立した財団法人として出発し、2009年現在、次のような体制となっている。第一に、主な業務は、会計基準の開発と国際的な貢献である。COFRI の役割が調査・研究にあったとすれば、ASBJ は自ら会計基準を開発し、国際的な貢献を果たす権限が追加的に与えられた。また非常勤委員を中心となる企業会計審議会と違って、常設団体として日頃に国際的業務に対応できることが期待された。ただ、民間への転換に伴う初期の混乱を避けるため段階的に移行を行う旨が示され、行政当局が民間により作成

図2. 企業会計基準委員会 (ASBJ) の発足と設立基盤



出所) 財務会計基準機構 (FASF) の URL (<http://www.fasf.jp>) を基礎に作成 (2009年11月現在).

された会計基準を承認する体制となったので、両セクターが併存する結果を招いた。第二に、FASFの組織は、評議会、理事会、基準諮問委員会、ASBJおよび事務局から構成されている。設立当時と比べて主な変更点は、2007年3月にアドバイザー制度とテーマ委員会を廃止し、基準諮問委員会 (Standards Advisory Council; SAC) が設置されている。また COFRI から引き受けて当初から使用していた事務所を東京赤坂の第9興和ビルから2005年9月26日に移転し、現在の日比谷公園横の富国生命ビル (総面積300坪) に移った。そして、2009年6月に公益法人制度改革関連3法の制定により、FASFが財団法人から「公益財団法人」に変わっている。第三に、FASFの設立基盤は、企業会計審議会のような法的根拠の権威は与えられず、経済団体連合会など10個の経済関連団体⁴⁾による支持を拠り所としている。さらに資金の運営も独立性の観点からCOFRIから引き受けた基本金10億円を基礎に、多数の会員からの会費、その財団の事業活動から賄ってい

る。会員は、2009年現在、COFRI解散時の508社に比べて大幅増加し、会員数3,952 (法人会員3,294、個人658) になっている。上場1部会社では1,655社 (96%)、上場2部会社では712社 (62%) が会員として加入した (表3、4)。

第五に、FASFの財政状況は、2009年現在の総資産額が2,110百万円、総負債額が1,150百万円である。年間の収支では、国際的な業務の増加などから支出が10億円を超えたことに比べて収益が伸びず、赤字を記録した (表5)。またこれまで一口座当たり法人20万円、個人5万円であった会費が2010年4月からは、法人の場合に30万円に引き上げることにした。2001年以降、200万ドルであったIASC財団への負担金が2008年度から280万ドルに増えたので、さらに引き上げる必要があったのであろう。

第六に、ASBJの委員は、2007年3月に初代委員長を務めた齊藤静樹教授を含め、委員13名のうち、7名が任期満了により退任し、西川氏を委員長とする新しい体制が出発した。そして、2009

表3. 財務会計基準機構 (FASF) の会員推移

	2001		2003		2005		2007		2009	
	会員	口座	会員	口座	会員	口座	会員	口座	会員	口座
一般事業会社	316	318	1,171	1,616	2,014	2,448	2,742	3,148	2,875	3,252
監査法人等	53	71	103	374	107	377	109	399	111	369
証券・投信等	31		43	51	47	53	132	168	134	168
銀行等	58	121	126	181	134	176	52	58	49	55
生保・損保等	27		55	92	54	86	51	82	52	83
調査・団体等	23		50	67	57	76	62	79	73	88
法人会員合計	508	556	1,548	2,381	2,413	3,216	3,148	3,934	3,294	4,015
個人会員	-	-	142	144	349	354	512	515	658	661
総合計	508	556	1,690	2,525	2,762	3,570	3,660	4,449	3,952	4,676

出所) 『会計基準』(2001-2009) の FASF (財務会計基準機構) 会員一覧をもとに作成。

表4. 財務会計基準機構 (FASF) 会員の市場別加入状況

上場区分	会員数	加入率	東証加入率	未加入会社数
一部	1,665	96%	97%	74
二部・地取等	712	62%	86%	438
ジャスダック	367	41%	-	527
合計	2,744	73%	94%	1,039

出所) 2009年3月(第8期)のFASF事業報告書をもとに作成。

表5. 財務会計基準機構の収支状況

単位: 百万円

収 入			支 出		
内 訳	金額	割合	内 訳	金額	割合
基本財産運用	16.9	1.70%	ASBJ 経費	653.7	67.50%
会費	852.6	88.00%	広報・研修事業経費	187	19.30%
受託事業	62.9	6.50%	管理費	136	14.00%
出版・セミナー等	35	3.60%	退職給付引当等資産取得	15	1.50%
雑収入	0.8	0.10%	固定資産取得	73	7.50%
投資活動収入	0.5	0.10%	当期収支差額	-96	-9.90%
合 計	968.7	100.00%	合 計	968.7	100.00%

注) 2009年現在, FASFの総資産額は2,110百万円, 総負債額は1,150百万円である。

出所) 2009年3月(第8期)のFASF事業報告書をもとに作成。

年4月から国際業務の増加により, 常勤委員を3名から4名へ1名を増員した。なお, ASBJは基準設定のテーマことに専門委員会を設置しており, 2009年現在, 国際対応専門委員会をはじめ16個が活動している。既に任務を果たした後, 解

散された委員会は, 工事契約専門委員会をはじめ11個がある。

第七に, ASBJの基準設定プロセスは, 審議テーマの選定, 論点整理, 公開草案, 会計基準公表の順番に行われるが, 最近ではその過程がIFRSと

のコンバージェンス工程表により計画的に進められていることが目立つ。また完成された会計基準は、一連の番号が付された「企業会計基準」とともに、その詳細な指針を示す「企業会計基準適用指針」をセットのように同時公表し、必要に応じて「実務対応報告」を出す特徴がみられている。

4. ASBJ による IFRS へのコンバージェンス 取り込みとアドプション選択

4.1 国際会計基準の導入をめぐる ASBJ のスタ ンス変化

ASBJ は、2004 年 10 月に IASB との共同プロジェクトの立ち上げに向けて協議を開始した。この取り組みは、現行基準の差異を可能な限り縮小し、高品質な会計基準への国際的なコンバージェンスを推進するための第一ステップと捉えられ、翌年 1 月にはこの共同プロジェクトを立ち上げることが合意された。また、2005 年 7 月には CESR が公表した技術的評価で、26 項目の補完措置が必要とされたことを受けて、2006 年 1 月に「日本基準と国際会計基準とのコンバージェンスへの取組みについて—CESR の同等性評価に関する技術的助言を踏まえて—」と題した報告書を取りまとめた。さらに同年 10 月に、「我が国会計基準の開発に関するプロジェクト計画について—EU による同等性評価等を視野に入れたコンバージェンスへの取組み—」を公表し、CESR から補完措置が提案されている 26 項目について 2007 年末までに計画を樹立し、2008 年初にその達成状況の見通しを明らかにする「プロジェクト計画表」を示した。

そして、2007 年 8 月 8 日にこのようなコンバージェンスを加速化するために「東京合意」の公表に合意し、日本基準と IFRS との間の重要な差異（同等性評価で指摘された項目）は 2008 年までに解消し、残りは 2011 年 6 月 30 日までに解消を図るとした。さらに、国際的な会計基準の設定プロセスに日本からのより大きな貢献を促進するように協力を深めるため、年 2 回のコンバージェン

ス・プロジェクトによる共同会議に加え、会計基準の開発において生ずる重要な論点をより実践的に議論していくために、ディレクターを中心とした作業グループを設けていくことも確認された。なお、ASBJ は、FASB とも国際的なコンバージェンスを目指した相互の対話を促進するため、定期協議を開催しはじめた。

4.2 ASBJ によるコンバージェンス成果と同等 性評価の影響

ASBJ は、設立後まもなく基準書第 1, 2 号を公表した。2003 年と 2004 年の 2 年間は、基準書が制定できず、実務対応報告の公表に止まった。また 2005 年 6 月からは国内の会社法改正に対応する会計基準の改正に力を入れた。すなわち、2005 年 7 月に公布された新会社法一役員賞与の総会承認（会社法 361 条）、臨時決算制度（441 条）、資本の部の計数変動に関する規定の整備（447-448, 450-452 条）、剰余金の配当や自己株式の取得についての財源規制（454 条）、現物配当（454 条 1 項 1 号）—に合わせて、10 ヶ月のうちに第 3 号から第 10 号まで 7 つの基準をも一気に公表した（秋葉、2006、小宮山、2006）。2004 年 7 月には「財務会計概念フレームワーク（conceptual framework）に関する討議資料を発表し、全体的には FASB 及び IASB の概念体系と類似するものの、日本独自の国内法との秩序を重視する「内的整合性（internal consistency）」概念を質的特性として提示した（大日方、2005、米山正樹、2005）。すなわち、設立初期の ASBJ は、必ずしも国際会計基準へのコンバージェンスに積極的ではなかった。IAS をそのまま翻訳して自国の基準にするなら、基準設定主体はいらない。日本のように大規模の市場をもつ国では国内の秩序を無視すると、余りにも失うことが大きい。市場関係者の合意を得ず、無責任に国際公約をしてはいけない。それゆえ、IAS を単なる受容するだけのことはしない。日本の事情を国際舞台に納得してもらい、また積極的に意見を表明して国際基準の

設定に貢献したいという意志を明確にした。

ところが、このような慎重な姿勢は CESR による 2005 年の同等性評価と 2006 年の東京合意を前後に大きく変化した。それは、2006 年 10 月から 2008 年 12 月まで 2 年弱の間に、国際基準とのコンバージェンス観点から第 11 号から 23 号に至る 14 個の基準書が公表された点からもわかる。2008 年まで完成された会計基準は、同等性評価で指摘された主題が主をなしている。同等性評価とは 2005 年から EU 市場内の上場域内企業が連結財務諸表を作成する際に IFRS を適用するよう義務付けたことから出発し、2007 年からは EU 域外の企業についても IAS と同等な基準に従うよう拡大された。CESR は米国、日本、カナダの基準と IAS との同等性評価を実施し、2005 年 7 月に技術的助言を公表した。CESR の助言は、全体として同等としながらも 26 項目について一定の補完措置を要求した (表 6)。すなわち、第三国基準によって既に提供されている定性的・定量的開示の拡充を必要とする開示 A、事象・取引を IAS に従って会計処理した場合における定量的影響の表示が必要な開示 B、仮定計算ベースの要約財務諸表作成が必要な補完計算書である。

このような評価について、ASBJ は、コンバージェンス・プロジェクトを短期 (同等性に指摘さ

れた項目)、中期 (既存の差異にかかわる項目)、中長期 (FASB と IASB の MOU に関連する項目) に分けて、とりわけ短期項目を会計基準として 2008 年末まで完成する成果を上げた。その会計基準は、11 号関連当事者の開示、12 号四半期財務諸表、13 号リース取引、14 号退職給付、15 号工事契約、16 号持分法、17 号セグメント情報、18 号資産除去債務、20 号賃貸等不動産の時価等の開示、21 号企業結合、22 号連結財務諸表、23 号研究開発費等である。そして、このような ASBJ の国際会計基準へのコンバージェンス取り込みと姿勢は国際的に認められた。2008 年 3 月に CESR は同等性評価の最終助言において、日本の会計基準は ASBJ と IASB により「東京合意」で示されたコンバージェンスの作業が予定通り進捗されれば、IFRS と同等であると評価した。

ASBJ は現在、第二段階のコンバージェンスに向かったプロジェクト作業を行っている。それは、FASB と IASB が 2006 年 2 月に合意した MOU (Roadmap for Convergence between IFRSs and US GAAP 2006-2008) を見極めつつ、従来から中期のものと同区分されたものであり、たとえば企業結合 (暖簾の償却)、過年度の遡及表示 (会計方針の変更、減価償却方法、廃止事業)、連結の範囲、財務諸表の表示、収益認識、負債と資本の区分、

表 6. CESR の同等性評価における国際会計基準と日本基準との差異

区 分	IFRS との差異項目
開示 A	株式報酬 (IFRS 2)、取得原価での少数株主持分 (IFRS 3)、段階的取得 (IFRS 3)、異常危険準備金 (IFRS 4)、工事契約 (IAS 11)、不良債権 (IAS 12, IAS 30)、資産の除去債務に関する費用 (IAS 16)、従業員給付 (IAS 19)、のれんの換算 (IAS 21)、デリバティブの公正価値 (IAS 32)、減損の戻入 (IAS 36)、廃棄費用 (IAS 37)、投資不動産 (IAS 40)
開示 B	株式報酬 (IFRS 2)、交換日 (IFRS 3)、取得した研究開発費 (IFRS 3)、負ののれん (IFRS 3)、後入先出法の使用及び原価法 (IAS 2)、会計方針の統一 (IAS 28)、減損テスト割引前将来キャッシュフロー (IAS 36)、開発費用の資産化 (IAS 38)、農業 (IAS 41)
補完計算書	持分プーリング法 (IFRS 3)、連結の範囲支配の定義-適格 SPE) (IAS 27)、会計方針の統一 (IAS 27)、将来の作業 (未解決の問題)、金融商品 (IAS 39) (開示 A の可能性)

出所) 日本公認会計士協会 (2009) 『会計基準のコンバージェンス』 税務経理協会, pp.30-41 をもとに作成。

ASBJ プロジェクト計画表 (コンバージェンス関連項目)

2007年12月

	2007年	2008年				2009年		備 考
	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~6月	7~12月	
1. EUによる同等性評価に関連するプロジェクト項目(短期)								
企業結合(STEP1) ^{※1}								
(ブーリング)	RR/DP		ED		Final			
(その他) ^{※2}	RR/DP		ED		Final			
棚卸資産 (後入先出法)		ED		Final				
会計方針の統一 (関連会社)	ED		Final					
固定資産 ^{※3} (減損)								IASBとFASBの動向を踏まえて対応
無形資産 (研究費・開発費)	DP		ED		Final			IASBとFASBの動向を踏まえて対応
工事契約	Final							
資産除去債務	ED	Final						
退職給付 (割引率その他)		ED		Final				
金融商品 (時価開示)		Final						
投資不動産	専門委		ED		Final			
2. 既存の差異に係るプロジェクト項目(中期)								
セグメント情報開示		Final						
企業結合(STEP2)								
(フェーズ2関連)						ED		2010年中のFinal公表を見込む。
(のれんの償却)						ED		2010年中のFinal公表を見込む。
過年度遡及修正								金融商品取引法開示制度等との調整が前提となる。
(会計方針の変更)			(DP)			ED	Final	2008年にDP(検討状況の整理)を公表することも検討
(減価償却方法)			(DP)			ED	Final	2008年にDP(検討状況の整理)を公表することも検討
(廃止事業その他)								2010年中のED及びFinal公表を見込む。
3. IASB/FASBのMOUに関連するプロジェクト項目(中長期)								
連結の範囲				DP				特別目的会社専門委員会が対応。 IASBのDPIは2008年下期予定。
財務諸表の表示 (業績報告)		専門委			DP			IASB/FASBのDPIは2008年上期予定。
収益認識		専門委			DP			IASB/FASBのDPIは2008年上期予定。
負債と資本の区分		WG						国際対応専門委員会が対応。 FASBのDPは2007年11月公表済み。IASBの DPIは2008年上期予定。
金融商品 (現行基準の見直し)					DP			金融商品専門委員会が対応予定。 IASB/FASBのDPIは2008年上期予定。

<補足>

計画表上の記号の意味は次のとおり。

WG ワーキング・グループ設置 専門委 専門委員会設置 RR 調査報告(Research Report)

DP 論点整理・検討状況の整理(Discussion Paper) ED 公開草案(Exposure Draft) Final 会計基準/適用指針等(最終)

※1 企業結合は、EU同等性評価対応を対象とするSTEP1とそれ以外の差異解消を対象とするSTEP2に区分してプロジェクトを進める。

※2 企業結合(STEP1)のその他は、交換日、負のれん、少数株主持分、段階取得、外貨建てのれんの換算である。

※3 IASB/FASBの検討とタイミングを合わせて進めるため、現時点ではスケジュールは未定。

出所) ASBJ の URL, <http://www.fasf.jp> をもとに作成。

金融商品が含まれている。

4.3 企業会計審議会によるアドプションの選択

なお、日本ではもちろん、このようにEUが域内上場企業の連結財務諸表にIFRSを義務付け、また同等性評価を行ったことを契機に、IFRSを自国の基準としてアドプションする国が急速に増加した。米国でもSECが2007年11月にIFRSに準拠した外国企業の財務諸表を調整表なしで認めたのをはじめ、2008年には米国企業もIFRS適用の可能性に示すロードマップ案を公表した(杉本, 2009)。そこで、日本ではASBJのコンバージェンス・プロジェクトとは別途に、行政当局である金融庁により2008年に2回にわたり、「我が国企業会計のあり方に関する意見交換会」を開催された。そして、コンバージェンスが加速化する中で、連結財務諸表と個別財務諸表に適用される会計基準を分離して「連結先行」の形で、日本企業にIFRSの適用を認めることにした(安藤, 2009)。またこの議論は、企業会計審議会企画調整部会による審議の場に移り、2009年6月に「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」として公表された(三井(2009.9)『会計基準』, pp.27-31)。

この中間報告の特徴は、まず2010年3月から上場企業の連結財務諸表作成にIFRSの任意適用することを認め、2012年を目途に強制適用を判断するとした。またこの場合には実務対応上必要な準備期間として、少なくとも3年間を確保する

必要があるため、強制適用開始は2015年又は2016年になるとされている。第二の特徴は、連結財務諸表と個別財務諸表を分離し、前者にのみIFRSを適用する「連結先行」の考え方に立っている点にある。すなわち、連結財務諸表が個別財務諸表をベースに作成されるので、将来的には個別もIFRSの適用を検討しうるものの、商法と税法に与える影響が大きいことから当面は連結のみに先行して適用するものとなった。日本企業の連結・個別財務諸表に適用される日本基準およびIFRSは、表7の通りである。

5. IFRSのアドプションに向けた新たな体制作りと国際貢献

5.1 新たな国際対応会議の設置と民間協力体制

日本では、ASBJのコンバージェンス成果と企業会計審議会のアドプション検討が明確になったことから、国際会計基準の導入を具体的により推進するための「国際対応会議」(議長萩原敏孝、財務会計基準機構理事長)が2009年7月3日に新たに発足された(『会計基準』2009.9, pp.16-26)。ASBJの呼びかけにより金融庁、日本経団連、日本公認会計士協会を中心とする会議が設けられた。同会議は、次のように5つの委員会から構成され、いずれも金融庁がオブザーバーとして参加している(表8)。

すなわち、これまでの国際的対応が従来の企業会計審議会だけの体制では十分に対応できないという認識から民間機構であるASBJを設立し、コ

表7. 日本企業の連結・個別財務諸表分離によるIFRS適用

		連結財務諸表	個別財務諸表	
① 上場企業	3,900社	IFRS	日本基準	監査義務あり
② 金商法開示企業	1,000社	日本基準		
③ 会社法大会社	10,000社	作成義務なし	中小企業指針	
④ 上記以外の会社	250社			監査義務なし

出所) 三井秀範(2009)「わが国企業への国際会計基準の適用について」会計基準 Vol.26, p.30.

表 8. 国際対応会議の業務と委員会

委員会	委員長	事務局	主な内容
IASB 対応検討委員会	日本経団連 企業会計部会長	日本経団連 ASBJ	IFRS の採用を前提にした重要な会計基準作りと戦略、具体的な行動検討
教育・研究委員会	日本公認会計士 協会専務理事	日本公認会計士 協会	会計実務者を対象とした IFRS の教育・研究
翻訳委員会	ASBJ 委員	ASBJ	日本語版 IFRS の作成と翻訳体制の確立
個別財務諸表 開示検討委員会	日本経団連 経済基盤本部長	日本経団連	個別基準のあり方と開示の簡略化の考え方を整理
広報委員会	日本公認会計士 協会副会長	日本公認会計士 協会	一般投資家、マネジメント層、アナリスト、メディアなどの幅広い広報活動と関係機関との協力

出所)『会計基準』2009.9, Vol.26, pp.16-26 をもとに作成。

ンバージェンスに取り込んできた。しかし、EU の同等性評価からも見られるように国際的な論争は、CESR の同等性評価にまで広げられ、国の政策に絡む政治的問題にまで発展した。そこで、金融庁は政府当局として、国際的状況を見極めつつ、国際会計基準を推し進める形でアドプションを検討し、さらに企業会計審議会からバックアップをしてもらった。ASBJ のコンバージェンスに対する初期の姿勢が非常に慎重であった点を考慮すれば、金融庁による一連の動きがアドプションを進める契機を作ったと評価できる。ただ、ASBJ にとっては自ら納得できる会計基準の設定プロセスが確保できず、当局の政治的決定に従わざるを得ない状況に追い込まれた。それゆえ、国際対応会議の発足は、基準の設定および国際的対応に必要な議論の初期段階から主要団体が話し合い、日本の意見を一つにまとめて国際的に表出することが期待されている⁵⁾。

なお、アドプションをめぐる注目される点の一つは、市場の有力な利害関係者でもある日本経団連の動向である。経団連は、会計情報を作成する企業実務団体であり、これまで常に基準設定に中核の位置を保ちながら、国際会計基準の導入に前向きな意見を表明してきた。2003 年に会計基準の国際的協調を求める意見を表明したのを踏ま

え、2006 年 6 月には日本基準の孤立化を懸念しながら、コンバージェンスの加速化と大米市場での相互承認を求めた。また 2008 年 2 月には欧州の会計実態に関する調査を行い、国際的投資家向きの連結財務諸表と配当や税務計算の計算目的の個別財務諸表を区分し、前者には IFRS を、後者には日本基準を適用する選択肢が必要と提案し、金融庁のアドプション検討に影響を与えた。つまり、国際会計基準の導入に反対する論理のなかには企業側への負担が一般的に主張されるがちであるが、経団連の動きをみる限り、産業界の利害と意見はむしろ国際会計基準を押し進めるメカニズムがみえている。

それから、もう一つ注目される利害団体は、日本公認会計士協会である。同協会は、従来から企業会計審議会が意見書を出した場合、必要な実務指針を補って公表する協力関係のポジションをとってきた。しかし、ASBJ が会計基準を設定するたびに適用指針を同時に公表するのが一般的となったことから、会計制度を決める位置はなくなった。ところが、日本公認会計士協会は、早くも 2005 年 3 月から EU 加盟国の上場企業に対する国際会計基準の採用が日本企業に与える影響を懸念し、国際会計基準への対応を主張した。また 2008 年 7 月には IASB、欧州財務報告アドバイ

ザリーグループ (EFRAG) などを視察し、経団連と同じく日本の企業及び資本市場の国際競争力を高めていくためには IFRS 採用の選択肢を与えるべきであり、上場企業の連結財務諸表への適用を優先することが適当であるとした。

5.2 IASCF の組織改正と日本の参加

IFRS のアドプションに向けた日本内のもう一つの変化は、国際会計基準の開発に対する貢献である。それは IFRS を国内基準として採択する問題を超えて、国際会計基準そのものの設定過程に参加して影響を与えたり、基準の開発に貢献することである。2009 年現在、日本は次のように IASC 財団 (The International Accounting Standards Committee Foundation) の組織、すべてに関わって人を派遣して貢献を図っている (表9)。

まず評議会 (Trustees) は、資金調達、IASB、SAC、IFRIC のメンバーの選任、IASB の活動を監督する任務をもっているが、日本では 22 名の評議員のうち、2 名が参加している。IASB は、会計基準の設定を行い、日本からは 14 名 (非常勤 2 名) のうち、山田辰己氏が参加している。基準諮問委員会 (The Standards Advisory Council: SAC) は、40 名のメンバーのうち、2 名が、またオブザーバー 3 組織の中に金融庁が含まれている。解釈指針委員会 (The International Financial Reporting Interpretations Committee: IFRIC) は、14 名のうち、1 名が参加している。そして、2009 年からは、世界 100 カ国を超える国で IFRS が適用されると IASCF と IASB の責任が大きくなり、

そのガバナンスを強化し、各国の規制当局との連携が必要となったことからモニタリング・ボード (Monitoring Board) が設置された。そのメンバーは、欧州委員会 (EC) 代表、日本の金融庁長官、米国証券取引委員会 (SEC) 委員長、証券監督者国際機構 (IOSCO) の専門委員会議長及び IOSCO 発展途上国委員会議長の 5 名であり、その他バーゼル委員会が正式なオブザーバーとされた。その他、日本は IASB と FASB のスタッフ (客員研究員) としても ASBJ の研究員が派遣されている。なお、IASC 財団への資金は、2008 年から拠出要請額が 280 万ドル (従来は 200 万ドル) であり、作成者 (日本経団連)、監査人 (日本公認会計士協会、主要監査法人)、利用者 (全銀協等) の三者が概ね 3 分の 1 ずつ分担している。

6. 結論

以上のように、本稿では、IFRS のアドプションをめぐる最近の国際的動向が日本の会計基準設定メカニズムにどのように影響しているかを検討してきた。また従来の日本の会計基準設定メカニズムの特徴として、急進的な変化よりは漸進的なアプローチを、利害関係者間のコンフリクトが明確になるよりは内部的に調整される場合が多い点を提言し、その変革点を求めた。また (1) IFRS のアドプションが進むほど、各国の会計基準設定主体の権限は弱まるが、(2) 逆に国際会計基準への参加や貢献を図る行動は強くなり、(3) 国内の基準設定主体と行政当局との協調関係が強くなることを予測した。分析の結果は、先行研究を踏ま

表 9. IASC 財団の組織と日本の参加者

	メンバー	任期	日本の参加者 (機関)
評議会	22 名	3 年	島崎憲明 (住友商事)、藤沼亜起 (元日本公認会計士協会会長)
IASB	14 名	5 年	山田辰己 (公認会計士)
SAC	40 名	3 年	八木良樹 (日立製作所)、辻山栄子 (早稲田大学)
IFRIC	14 名	3 年	地隆継 (住友商事)
Monitoring Board	5 組織	—	金融庁

出所) 日本公認会計士協会 (2009) 『会計基準のコンバージェンス』税務経理協会、pp.9-11 をもとに作成。

えて、次のように予約できる。

第一に、日本では会計制度がトライアングル体制にあると言われるなかで、戦後から企業会計審議会により長年間、会計基準が設定されてきたものの、1990年に日本版FASBと言われるCOFRIが発足された。COFRIは、2001年にASBJへその財産と業務が引き継がれるまで10年間、多くの調査成果をあげ、会計基準設定主体が民間機構にスムーズ（急進的よりは漸進的）に移行できるように重要な役割を果たした。第二に、IFRSのアドプションに向けた基準主体の動きでは、ASBJによりコンバージェンス・プロジェクトが進められる一方、金融庁が政治的決断を行うという民間主体と行政当局との協力体制が見えた。ただ、この段階では、アドプションに向けた強制適用が確定・実施される状況ではなかったため、ASBJの基準設定権限が放棄し又は弱まる状況は見当たらなかった。第三に、国際会計基準の設定プロセスへの参加と影響を与える点では日本が世界第二位の資本市場をもつ国であるだけに、明確に観察することができた⁶⁾。つまり、米国FASBとIASBとのMOU等の結果を見極めつつ、ASBJは自ら対等な立場で議論し合ってIFRSの基準設定プロセスに影響を与えたり、その開発に貢献したい意志を明らかにしている。またIASC財団の各組織に人を派遣し、多様な基準設定プロセスの意思決定に参加している。第四に、会計基準の国際競争のうへ、議論が展開されるので、会計基準主体と行政当局との協調関係が強くなるという点では、2009年に発足された国際対応会議からも確認することができた。

国際会計基準の目標は、高品質の世界標準の一組の会計基準を開発し、各国に共通的に適用することである。また多くの国で既にIFRSのアドプションに向けた準備をしている潮流が見えている。最後に、本研究は多様な限界を持っている。国際会計基準をめぐる議論が多すぎるほど様々なところから展開されているので、日本の状況をすべて明確に捉えたとは思わない。また具体的な会

計処理の問題まで立ちはいてない。いずれにせよ、これらの問題は今後の課題として続けて研究していきたい。

謝辞

本稿は、日本大学経済学部・サバティカル（2009年度）期間中の研究成果の一部である。今福愛志先生をはじめ、研究事務課と図書館の教職員に大変お世話になった。ここに記して改めてお礼を申し上げたい。

（韓国・東西大学校副教授 sblee@dongseo.ac.kr.）

注

- 1) EUが2005年からIFRSを域内上場企業の連結財務諸表に適用することを決定してから、オーストラリア、南アフリカが2005年からIFRSの適用を決定した。ニュージーランドは2007年から適用を開始し、カナダは2006年に2011年を目標にIFRSへ移行する戦略計画を採択した。中国は一部分を除きIFRSと同じ基準を取り込んだ中国会計基準を公表して2007年から適用開始した。2007年には韓国が2011年の導入を目指したロードマップを採択し、韓国語版IFRSを公表した。
- 2) 韓国では既にすべての上場会社の連結財務諸表作成に2011年からIFRSの適用を義務付けており、それに伴う影響と経緯については李善馥（2009a, 2009c）を参照。
- 3) なお、日本の会計制度は、明治初期（1873）に福沢諭吉の『帳合之法』とAllan Shandの『銀行簿記精法』が出版されて以来、次の4つに分類できる。1) 戦前期（江戸時代-1945）：西洋式複式簿記の導入、2) 戦後EHQ占領期（1946-1950）：米国型会計モデルの移植、3) 高度経済成長期（1951-1989）：日本型修正会計モデルの定立、4) バブル崩壊と金融改革期（1990-現在）：IFRS収斂の波と影響。青木茂男（1976）、島（2007）李善馥（2009b）。
- 4) 経済団体連合会、日本公認会計士協会、全国証券取引所協議会、日本証券業協会、全国銀行協会、

生命保険協会, 日本損害保険協会, 日本商工会議所, 日本証券アナリスト協会, 企業財務制度研究会.

- 5) 元々日本には欧米に比べて共同体全体の関係を重視する集団主義的な特徴が強く, 個々の少数意見は内部的に調整されるメカニズムが存在する. 大塚 (2009) によれば, ASBJ の設立以降, 各委員の基準設定過程での投票結果はすべて満場一致であった.
- 6) 日本は, 米国につぐ世界第2位の資本市場規模—2009年2月現在, 世界の株式時価総額の約95%は25カ国が占め, その各地域割合は北米が40%, ヨーロッパ27%, アジア・パシフィック29%のなかで, 米国が34%, 日本が8%を占めている—をもつ国である (五十嵐, 2009, p.6).

参考文献

- 青木茂男 (1976) 『日本会計発達史—わが国会計学の生成と展望—』同文館.
- 秋葉賢一 (2006) 「新会計基準の概要と会社法」企業会計 5月.
- 安部光成 (2000) 「わが国の会計基準, 国際会計基準および米国会計基準の範囲とその構成について」COFRI ジャーナル No.40, pp.81-89.
- 新井清光, 白鳥庄之助 (1991) 『日本における会計の法律的及び概念的フレームワーク』JICPA ジャーナル, pp.28-33.
- 新井清光 (1993) 『会計基準の設定主体—各国・国際機関の現状—』中央経済社.
- 安藤英義 (2009) 「IFRS 導入と会計制度の展望」企業会計, Vol.61, No.5, pp.18-24.
- 五十嵐紀生 (2009) 『国際会計基準が変える企業経営』日本経済新聞出版社.
- 今福愛志 (1992) 『会計政策の現在』同文館.
- (2009) 『企業統治の会計学』中央経済社.
- 大塚成男 (2009) 「ASBJ による会計基準設定活動の特徴と課題」会計 174 巻1号, pp.403-416.
- 大日方隆 (2005) 「会計情報の質的特性」企業会計 1月, pp.38-43.
- 小川一夫 (2009) 『失われた10年の真実』東京経済新報社.
- 加藤厚 (2000) 『新会計基準の完全解説』中央経済社.
- 小宮山賢 (2006) 「会社法成立に伴う新会計基準の実務への影響」企業会計 1月.
- 斎藤静樹 (2009a) 『会計基準の研究』中央経済社.
- (2009b) 「会計基準のグローバル化の展望と課題」企業会計 Vol.61, No.1, pp.18-24.
- 斎野純子 (2006) 『イギリス会計基準設定の研究』同文館出版.
- 島和重 (2007) 『戦後日本の会計制度形成と展開』同文館.
- 杉本徳栄 (2009) 『アメリカ SEC の会計政策—高品質で国際的な会計基準の構築に向けて—』中央経済社.
- 中島公明, 柳隆次 (2001) 「COFRI11年の歩み」COFRI ジャーナル No.43, pp.60-81.
- 西川郁生, 新井武広 (2009) 「ASBJ の役割と中間報告 (案) への対応」企業会計 Vol.61, No.5, pp.31-36.
- 日本公認会計士協会 (2009) 『会計基準のコンバージェンス—アドプションに向けて—』税務経理協会.
- 平松一夫 (2009) 「コンバージェンス後のわが国会計基準の展望」企業会計 Vol.61, No.1, pp.25-31.
- 三井秀範 (2009) 「企業会計審議会企画調整部会の中間報告 (案) の公表」企業会計 Vol.61 No.5, pp.25-30.
- 森美智代 (2009) 『会計制度と実務の変容—ドイツ資本会計の国際的調和化を中心として—』森山書店.
- 山田辰巳 (2009) 「IFRS 設定の現状と展望」企業会計 Vol.61 No.1, pp.52-60.
- 山地秀俊, 鈴木一水, 梶原晃, 松本祥尚 (1994) 『日本の企業会計の形成過程』中央経済社.
- 米山正樹 (2005) 「討議資料の基本的な考え方」企業会計 1月, pp.25-32.
- 李善馥 (1998) 『会計基準の設定メカニズムに関する日米韓の比較研究—セグメントおよび金融商品会計をめぐるコンフリクト分析を中心として—』日本大学大学院経済学研究科博士学位論文.
- (2009a) 「韓国における会計制度の改革と企

- 業経営に与える影響」日本実践経営学会。
- (2009b) 「日本型会計モデルの構築とパラダイム変化」韓日経商究学会国際学術大 (千葉商科大学 2009.8).
- (2009c) 「国際財務報告基準 (IFRS) 導入の決定要因と影響—韓国における K-IFRS のアドプション過程を中心として—」日本会計研究学会全国大会 (関西学院大学, 2009.9).
- 金融庁・企業会計審議会 http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/top.html
- 日本経済団体連合会 <http://www.keidanren.or.jp/indexj.html>
- George J. Benston, Michael Bromwich, Robert E. Litan, Alfred Wagenhofer (2006) *Worldwide Financial Reporting; The Development and Future of Accounting Standards*, Oxford University Press.
- Greg N. Gregoriou and Mohamed Gaber (2006) *International Accounting; Standards, Regulations, and Financial Reporting*, Elsevier Ltd.
- James C. Gaa (1988) *Methodological Foundations of Standard Setting for Corporate Financial Reporting*, American Accounting Association (深津久佐夫 (1990) 『J. C. ガー財務報告基準設定論』中央経済社).
- Paul B. Miller & Rodney Redding (1986) *The FASB: The People, the Process, & the Politics*, Richard D. Irwin.
- Saudagaran and Shahrokh N. (2004) *International Accounting: A User Perspective*, Thomson South-Western, a part of Thomson Corporation.
- Securities and Exchange Commission (2008) *Press Release SEC Proposes Roadmap Toward Global Accounting Standards to Help Investors Compare Financial Information More Easily*, 27 August.
- ASBJ (日本会計基準委員会) <http://www.fasf.jp>
- IASB (国際会計基準審議会) <http://www.iasb.org>
- JICPA (日本公認会計士協会) <http://www.jicpa.or.jp>